

請地だより

— 第39号 —

平成28年8月発行

発行

たかさき法律事務所

〒370-0067 高崎市請地町11番地6 2階

TEL.027-325-9123 FAX.027-325-4101

●ホームページURL

<http://takasaki-law.gr.jp/>

●メールアドレス

office@takasaki-law.gr.jp

残暑御見舞 申し上げます

暦の上では立秋を過ぎてはいるものの相変わらず暑い日が続きますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。このお便りが皆様の手元に届くころにはリオ五輪の熱戦もクライマックスを迎えているころかと思えます。五輪となる

と盛んにメダル獲得予想がマスコミを賑わせますが、今回の五輪については、メダル云々よりもむしろテロが起らないこと(起っていないこと)を祈るばかりです。

さて、リオ五輪終了後は、必然的に四年後の東京五輪がクローズアップされることとなります。皆様方の中には、四年後はおろか一〇年後、二〇年後まで見据えて目標を立て、それに向けた努力をされている方もいらっしゃる

と思います。ひとまずは四年後、皆様はどのような立場で、どのような方々と、どのような生活を過ごしていられるでしょうか？私は、なるべく先のことを考えながら行動しようという心がけているつもりではありますが、ある程度具体的な予測や計画が立つのはせいぜい半年後から二年後くらいまでで、四年後のこととなるとわからないことが多すぎてひどく曖昧になってしまいます。しかしながら、わからないから何も考えなくて良いというものでもないと思います。個人的には、わからないなりに未来予想や計画を立ててよりよい未来を得るべく努力を続けながら、日常の小さな変化に応じて予想や計画を絶え間なく修正していくことこそ重要であると考えています。

変化は、望むと望まざるとにかかわらず、必ず訪れます。我々弁護士はサポート役であるという性質上、主体である依頼者の皆様の変化に付いていく使命があります。

チャールズ・ダーウィンは、強いもの、賢いものではなく、変化に対応できたものが生き残ると述べたと言われています。弊事務所としては、変化を恐れることなく、皆様の変化に対応するべく努力を続けていきますので、どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。

弁護士 長井 友之
弁護士 栗原 秀和
弁護士 田島慎太郎
弁護士 宮崎はるか
弁護士 佐藤 亮
弁護士 中島俊太郎
弁護士 飯野 豪
事務局 武井 智子
広木 朋子
堀内 敦子
久保田瑞紀
藤橋こずえ
宮本 怜奈
吉田真樹子

弁護士 田島 慎太郎



憲法改正手続について

弁護士 佐藤 亮

今回は、最近話題になることも多い憲法改正について、意外に知られていない手続についてお話ししてみようと思います。

一 憲法改正とは

憲法改正とは、成文憲法の条文を修正、追加又は削除することをいいます。

これもまた話題になった、成文憲法の条文を修正、追加又は削除することなく解釈を変更する、憲法解釈の変更とは異なります。

日本国憲法では、第九六条が、憲法改正の手続について、以下のとおり規定しています。

日本国憲法第九六条〔憲法改正の手続〕

この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

②憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

二 憲法改正の手続

憲法改正の手続について、具体的に見てみましょう。

国会の発議、国民の承認、天皇の公布という二つの手続があります。

(一) 国会の発議

ア まず、「国会」が「発議」します。

「一般的な発議の意味は会議の席で意見を言い出すこと等ですが、憲法改正における国会の「発議」は、これとは異

なり、国民に提案される憲法改正案を国会が決定することを行います。

イ 「各議員の総議員の三分の二の賛成」

国民に提案される憲法改正案を決定するため、国会において、改正案が提示され、審議、議決されます。

議決については、各議院において、それぞれ総議員の三分の二以上の賛成が必要と規定されており、法律よりも要件が加重されています。

(二) 「国民」の「承認」

各議院の総議員の三分の二の賛成という厳しい要件を満たして「発議」することができたとしても、「国民」の「承認」がなければ、憲法改正は成立しません。

この「国民」の「承認」は、「特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において」行われ、「その過半数の賛成を必要」します。

「過半数」は投票総数(賛成票と反対票の合計)の過半数とされています(日本国憲法改正手続法二六条、九八条二項)。

(三) 「天皇」の「公布」

公布は、天皇により、「国民の名」で行われます。

(四) 国民投票について具体化する法律

日本国憲法の制定以来、憲法改正手続を具体化する法律は立法されないままでした。

近年になり、日本国憲法の改正に関する手続を内容とする「日本国憲法の改正手続に関する法律(憲法改正国民投票法)」が施行されました(平成二三年五月一八日施行)。また、同法の一部を改正する

法律が、公布施行されました(平成二六年六月二〇日)。

さらに、国会法も、憲法改正手続に係る部分について、改正されました。

三 憲法は、最高法規であり、高度な安定性・永続性・不変性が必要と言えます。

しかし、政治・経済・社会の進展・変化に応じて修正することができなければ、憲法が違憲的に適用されたり、場合によっては、革命等により、憲法自体が破壊されたりする可能性もあります。

憲法は、安定性・永続性・不変性と同時に可変性も求められているといえるでしょう。

日本国憲法には改正規定が明文で存在することから、日本国憲法は改正されることを当然予定しているといえます。しかしながら、前述のとおり、日本国憲法は、その改正手続について、大変厳しい要件を定めています。日本国憲法は、諸外国と比較しても改正が困難な部類の憲法であり、硬性憲法といわれる憲法です。

安定性・永続性・不変性と同時に可変性も要請される憲法において、両者の要請に答える二つの方法として考え出されたのが、憲法の改正手続を定めて改正を可能としながら、改正の要件を厳しく定めて改正を困難にする硬性憲法です。

日本国憲法における改正手続に込められた趣旨に鑑みれば、日本国憲法の改正については、諸否いずれの立場であって、この国の将来の姿を慮った、慎重な協議判断が必要だといえます。

寄稿

～とびきりのおもてなし～

司法書士 山中清之

今でも時折、過去に仕事上で出会った人についてふと思い出したりする事があります。普段は過去の仕事のことについて思い出したりすることは、ほとんど無いのですが、このことだけは今でもふと思い出したりします。私は司法書士を生業とさせて頂いております。それは今から二〇年前、金融機関からの紹介で携わることになった或るお婆さんからの相続登記の依頼でした。そのお婆さんは金融機関の職員とともに私の事務所を訪れました。具体的内容は、お婆さんの夫が亡くなったのでその相続登記を或る司法書士に依頼していたものの数年間も放置されている状態で、その相続登記を完結してほしいとのものでした。夫婦の間には、子供がいまませんでした（こういったケースの場合は亡くなった夫の兄弟姉妹も相続人になってきます）。私が後を引き継ぐかたちで兄弟姉妹の相続に関する調査を進めていくと、亡き夫の弟がひと月前前に亡くなっており、更に相続が発生していました。亡くなっていた弟さんは結婚をされており奥さんと子供二人がいましたが、何とその他にその家族さえ誰も見たことも聞いたこともない外国人の女性が養子として入っていました。不法就労目的で反社会的勢力の資金源にもなっている、いわゆる戸籍の売買です。弟さんの話を詳しく聞くと、彼はギャンブル好きで自宅には帰ることなく公営ギャンブル場を転々と移動して、ほとんどホームレスだったそうです。またしてもここで壁が。何でもっと早く手続きをしてあげなかったのかと前任者を恨めしく思ったりしました。ところで、このお婆さんの場合、相続といつても、さしたる財産はなく、自宅と分家で分けてもらった僅かばかりの農地でしかありません。売却して換金するというものでもありません。お婆さんは私にこう言っていました。兎に角、私が生きているうちにできる事は全てきちんとしておかないと主人やご先祖様に申訳が立たないと。欲やものの損得で動くのではなく、先祖や家、夫の名譽を大切にする本来の日本の心の姿を見た気がしたことを強く覚えていきます。手続きは困難ではありましたが、その後、何とか無事解決し結果を残すことができました。後日、その成果品として、関係書類及び権利証をお届けする約束をしました。お婆さんは山間の集落に暮らしていました。約束の日にお婆さんは、近くの食堂でお昼をご馳走して下さると言う事になったので、その食堂で待合わせとなりました。私が先に到着して暫くすると向こうから野良着姿のお婆さんが自転車をつづりながら歩いてやってくる姿が見えました。自転車の荷台には大きな段ボールがゴム紐でくくりつけられていました。段ボールの中は野菜でいっぱいでした。お婆さんは、到着するや否やこれは家の畑で採れたばかりの野菜だからと言って、早く車に積んどきなと渡されました。それから食堂に入り、一通りの仕事の説明や報告をしながら野菜天井をご馳走になったのです。お婆さんのとびきりのおもてなしに私は、ほんわかとした心が暖かくなりました。この時の私が感じた気持ちと少し、はにかんだ様にもみえたあのお婆さんの笑顔が今でも忘れられない特別な思い出となっています。

寄稿

～選挙権年齢の18歳への引下げ～

弁護士 門馬義昭

選挙権年齢の引き下げに関する公職選挙法の改正が六月一九日にととうと施行されました。投票や選挙運動といった選挙権年齢を引き下げるという意味では七〇年ぶりの大改正です。

私たち法律家は、マックス・ウェーバーが指摘したように、民主主義社会と近代の政治構造において決定的な役割を果たしているという自覚を持つ必要があります。しかし、同時に、政治と司法という意味では一定の距離を持つことも重要であり、特異な立場にあります。選挙権年齢の引き下げに関しては、このような法律家という立場からの講演依頼をいただくこともあり、光栄に思っています。

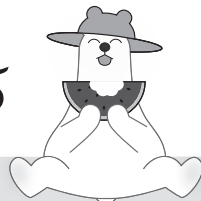
選挙運動の規制、とくに公職選挙法による規制は、公正にし、資金力での勝負にさせず、迷惑を防止する等の観点から様々なものがあります。最近よく言われるのは、SNSでの選挙運動というものです。『シェアする』はダメ？『いいね！』もダメ？それくらいは良いじゃないか、という話もあると思います。本当にそんなことを真面目そうな顔で規制する意味があるのかわかりませんが、こまかな規制の説明は省きますが、個別の規制に目を向けると、一見もつともらしい理由付けをして、それ以上の議論はされていないといった分野です。今後、若い有権者が選挙運動に関わる中で、大きな変動があるかも知れませんね。

法律の話を一応したということにして、個人的に興味のあることも書いてしまいましたが、未来の主権者教育、どうなるのでしょうか。ここについては、法律家こそが、その立場において、本来的にもつと関わるべき分野かと思えます。

選挙運動や投票が、一八歳から可能となる。ひっくり返せば、大学生になってから考えれば良かったことが、高校生からに前倒しになるということです。ということは、大学受験制度もそれを前提としたキャリアシステムも大変動を起こさないとおかしい。

この点に関して、ドイツなどでは、高校の授業で政治問題のディベートを積極的に行っているようです。デリケートなテーマでも平気でやってしまう。今の日本でそれをやるには、教員や親の努力と協力だけでなく、研究機関と教材開発、教育委員会の強力なバックアップが必要でしょう。しかし、日本の将来を真面目に考えると、こういうこともやらないといけないのでしょうか。今後とも本業と同じくらい真剣に取り組みみたいテーマです。

残暑 お見舞い申し上げます



長井 友之

「不敗神話」…弁護士としてこの言葉に強く憧れ、そのための精進努力を惜しまなかった自分があります。そして、ある程度は実現できた自負もあります。現在はどうか…?かつての私は、裁判手続における勝敗に拘ってきました。それは一定の意味はあったと思いますが、現在はもう少し広い視野で考えております。方法論は同じです。事実を正確に把握し、関係者を理解し、工夫・実践することです。しかし、活動の場が裁判所だけでは物足りません。それは、クライアントに貢献するには、裁判手続だけでは限界があることを痛感しているからです。企業の相談役として、個人の相談相手として、法律に限らず、真に貢献できる力量を更に更に蓄えてゆきたいと真摯に思います。

「貢献神話」…自己満足でも良いので、これを目標に60代を過ごします。

栗原 秀和

昨シーズンの成績からして、今年のイチローの活躍を想像していた人は（自分も含め）誰もいないでしょう。スポーツ選手に不可欠である「加齢による衰え」という一般的な「見方」をあざ笑うかのようにヒットを打ち続けるイチロー。彼は外野手の控えであり、代打要員としてカウントされている過ぎないのに、腐らずに毎試合100%の状態で試合に出る準備をしています。一般論などに目もくれず、自分の経験に基づいて「やるべきこと」をやり続け、結果を出す。プライドを持ちながら。プロフェッショナルとしての究極の姿がイチローであり、彼と同時代に生きていることは望外の幸せだと思います。暑い日が続きますが、皆様お体ご自愛下さい。

田島 慎太郎

38才になり、まだまだ若いつもりではあるものの徐々に体調管理（特に体重コントロール）が難しくなってきてしまいました。肉体が衰えていくぶん知力や精神力が成長すれば良いのですがこれがなかなかうまくいきません。まだまだ人間としても弁護士としても未熟ではありますが、未熟だから成長の機会が豊富にあるというわけでもありません。同じような日々を続けていれば成長の機会は徐々に少なくなっていくと思います。私は平穏で安定した日々をこよなく愛してはいるのですが、成長し続けることができる環境を維持するためには常に新たなことにチャレンジしてゆかなければなりません。簡単ではないと感じる今日この頃です。

宮崎 はるか

今年もとても暑い夏になり、暑い日が続きますがいかがお過ごしでしょうか。先月、姉の嫁先である徳之島を訪れる機会がありました。以前は聞いたことのなかった島でしたが、奄美大島の一つ南にある島で、闘牛が盛んな、琉球文化の息づくゆったりとした時間の流れる南国の島でした。青い空、青い海の誘惑に負けて、かなり強い日差しの中、海に入ってみんな真っ黒に。闘牛観戦もスリル満点で、とても楽しい時間でした。「ユイの島～徳之島～」というすてきな歌にも出会いました。家に帰っても、子どもたちが歌いながら踊っています。南国気分を味わいたい方、おすすめです。http://teikazuma.com/information/2014/01/post.html

佐藤 亮

弁護士の佐藤です。残暑お見舞い申し上げます。まだまだ暑い日が続きますが、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。昨年、群馬弁護士会に、私と同名同姓の弁護士が入会しました。司法修習も同期であり、干支まで同じです（年齢は一回り違います。）。髪型等の見た目も似せていってはどうかと、二人で話し合っております。実は、私と同名同姓の同業者は、私を含め、全国に5名おります。司法試験に受かりやすい名前なのかと聞かれますが、私自身について言えば答えは否と思われるます。5名のうちの2名が群馬弁護士会に所属するというのも、不思議な縁を感じます。佐藤亮同士切磋琢磨して行きたいと思っております。

中島 俊太郎

私は現在桐生から通勤しています。当初は長距離通勤に不安を持っていましたが、朝の北関東自動車道から見える浅間山の景色の美しさに、今では通勤が楽しみになってきました。桐生は、織物の町として栄え、今でも歴史的建造物が多く残存する等、街の随所に歴史を感じることができ、同じ群馬でも高崎や前橋とは異なる独自の文化があります。最近若者のUターンも増加し、地域おこしの機運も活発になってきました。特にこの時期は「桐生八木節祭り」という一大イベントもあり、桐生が大変盛り上がりします。桐生という街を多くの方に知っていただき、訪れていただければと思います。

飯野 豪

残暑お見舞い申し上げます。立秋を過ぎても厳しい暑さが続いておりますが、皆様におかれましてはお変わりなく過ごされているでしょうか。先日、クライアントの方から、「先生とお話していると、気持ちが楽になります。」というありがたいお言葉を頂戴しました。弁護士冥利に尽きるところとともに、その言葉は、むしろ私こそがクライアントの方から新たな視点等を頂いているのだと顧みるきっかけとなりました。このようなやり取りがあると、信頼関係を築けたのかなと一息つくことができます。我が県の厳しい暑さはしばらく続くようですが、この暑さを皆様との厚い信頼関係にて乗り切らせていただきたく存じますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。